

豊中市青少年健全育成会活動交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市教育委員会が予算の範囲内において豊中市青少年健全育成会に対し交付する交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金額等)

第2条 この要綱の規定に基づく豊中市青少年健全育成会に対する交付金の交付は、各市立中学校区及び市立義務教育学校区（以下「各学校区」という。）に組織された青少年健全育成会ごとに行う。

2 1の各学校区の青少年健全育成会に対する交付金の額は、1年度当たり155,000円を限度とする。

(交付金の申込み)

第3条 交付金の交付を受けようとする各学校区の青少年健全育成会の会長は、交付金交付申込書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度4月上旬の豊中市教育長（以下「教育長」という。）が定める日までに教育長（担当課：豊中市教育委員会事務局 児童生徒課 生徒指導係）に提出しなければならない。

- (1) 交付金事業計画書（様式2）
- (2) 交付金執行計画書（様式3）

(交付の決定等)

第4条 教育長は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を交付すべきと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 教育長は、交付金の交付を決定したときは、交付金交付決定通知書により当該申込者に通知するものとする。

3 教育長は、交付金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(交付金の請求)

第5条 前条第2項の規定により決定の通知を受けた各学校区の青少年健全育成会の会長は、速やかに次に掲げる書類を教育長（担当課：豊中市教育委員会事務局 児童生徒課 生徒指導係）に提出しなければならない。

- (1) 交付金請求書（様式4）
- (2) 交付金銀行振込依頼書（様式5）

(実績報告等)

第6条 各学校区の青少年健全育成会の会長は、各年度分の実績報告について、当該年度の翌年度の4月初旬の教育長が定める日までに、次に掲げる書類を教育長（担当課：豊中市教育委員会事務局 児童生徒課 生徒指導係）に提出しなければならない。

- (1) 交付金実績報告書（様式6）
- (2) 支出命令書（様式7）
- (3) 交付金出納簿（様式8）
- (4) 交付金決算書（様式9）

(交付金の額の確定等)

第7条 教育長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る交付事業等の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査等を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金の交付の決定を受けた者に対し交付金交付確定通知書により通知するものとする。

(決定の取り消し)

第8条 教育長は、交付金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を当該交付事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則またはこれに基づく教育長の処分に違反したとき。
- (3) 交付金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により交付金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還)

第9条 教育長は、交付金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 教育長は、交付金の交付の決定を受けた者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 交付金の交付を受けた者は、第8条の規定による取消に関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の

額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 交付金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、交付金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 4 交付金の交付を受けた者は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 第1項又は前項の加算金又は延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（帳簿等の整備）

第11条 交付金の交付を受けた者は、当該交付金に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

- 2 交付金の管理は、専用口座を設けてこれを行わなければならない。

（申込書等の様式）

第12条 この要綱による申込書等の様式は、様式1から様式9までのとおりとする。

（細目）

第13条 豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱に定めるもののほか、交付金について必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年（2016年）4月1日から実施する。
- 2 豊中市青少年健全育成会活動交付金交付要項（平成26年（2014年）4月1日最終改正）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年（2016年）8月26日から実施する。
- 4 この要綱は、平成31年（2019年）3月29日から実施する。
- 5 この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から実施する。
- 7 この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。